

分別区分（雑がみ・その他の紙）の見直しについて

1. 見直し検討に係る経緯

当市では、平成 24 年度より新聞、雑誌・雑がみなどの古紙類の行政回収を開始し、紙パック、ダンボール、その他の紙などの容器包装と合わせ、紙類だけで5つの分別区分となっている。そのため、これまでの審議会や、現在開催している意見交換会において、分別が複雑であるとの意見が挙がっている。

図 1 平成 28 年度ごみの分け方・出し方抜粋

平成28年度 ごみの分け方・出し方

ごみは必ず、収集日当日の朝8時30分までにしてください。交通事情などにより収集時間が普段と変わる場合があります。

品目	分け方・出し方
容器包装	① かん <ul style="list-style-type: none"> 大きいダンボール以外は、中身が別別できる無色透明または半透明の袋に入れて出してください。(できるだけ詰め合わせの無色透明袋をご利用ください) 収集日が同じ日であっても、品目(一)ごとに別々の袋に入れて出してください。「かん」と「びん」を同じ袋に入れてください。
	② びん <ul style="list-style-type: none"> 缶の中身は空にして、軽くすすいでください。 ボトル内のキャップや缶詰のフタを切り離したものは「燃やせないごみ」へ出してください。 スプレー缶・カセットボンベは、中身を使い切り、屋外の風通しの良い所で穴をあけてから出してください。
	③ 紙パック <ul style="list-style-type: none"> 紙パックの中身は空にして、軽くすすぎ、ハサミなどで切り離してください。 プラスチック製の飲み口などは、取り外して「燃やせるごみ」へ出してください。 内側が緑色のものは「その他の紙」へ出してください。
	④ ダンボール <ul style="list-style-type: none"> マークの表示がないものでも、横から見て紙の断面が波状になっていればダンボールです。 蓋が多い場合は、紙ひもなどで十字に縛って来てください。 細かいものは袋に
	⑤ その他の紙 <ul style="list-style-type: none"> 食品など中身が付着している場合は拭き取ってください。 ティッシュ箱のフィルムなど、紙以外のものは取り除いてください。 マークの表示がないもので、特殊加工がされていない紙類は、「燃やせるごみ」へ出してください。
	⑥ ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> ペットボトルの中身は空にして、軽くすすいでください。 リベラはそのままで結構ですが、なるべくつぶしてください。 キャップは、必ず取り外して「燃やせるごみ」へ出してください。
古紙類	⑦ 新聞 <ul style="list-style-type: none"> 新聞は、紙ひもなどで十字に縛って来てください。 雑誌や書籍、パンフレットなどは、紙ひもなどで十字に縛って来てください。 付せんやメモ用紙などの細かいものは、大きい封筒や紙袋などにまとめてください。 再生資源回収用簡易持ち紙交換などと区別するため、なるべく「行政回収」と表示してください。
	⑧ 雑誌・雑がみ <ul style="list-style-type: none"> 以下のものは「燃やせるごみ」へ出してください。 <ul style="list-style-type: none"> カーボン紙 感熱紙 (レシートなど) 防水加工紙 (写真、紙コップなど) においや油類がついた紙 シュレッダーにかけた紙 マークの表示があるものは「その他の紙」へ出してください。



表 1 「雑がみ」、「その他の紙」収集概要

回数	雑がみ	その他の紙
収集回数	月 1 回	月 2 回
備考	新聞、雑誌 と同一日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新聞 雑誌・雑がみ </div>	ペットボトル と同一日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ペットボトル その他の紙 </div> ※岩木・相馬以外

表2 県内10市における「雑がみ」、「その他の紙」等の分別区分一覧

	雑誌	雑がみ	その他の紙	新聞	区分	備考
青森市		○		○	2	全て古紙類として収集
	雑誌・雑がみ(紙箱・包装紙など)			新聞紙・折り込み広告		
弘前市	○		○	○	3	その他の紙は容器包装として収集 その他は古紙類として収集
	雑誌・雑がみ		その他の紙	新聞紙(折込チラシ可)		
八戸市	○		○	○	3	全て古紙類として収集
	雑誌・チラシ		その他紙	新聞紙(折込チラシ不可)		
黒石市		○		○	2	全て古紙類として収集
	雑がみ			新聞紙(折込チラシ可)		
平川市	○		○	○	3	その他の紙は容器包装として収集 その他は古紙類として収集
	雑誌・雑がみ		防水紙容器	新聞紙(折込チラシ可)		
五所川原市		○		○	2	全て古紙類として収集
	雑誌・本・雑紙			新聞・チラシ		
十和田市	○		○	○	3	その他の紙は容器包装として収集 その他は古紙類として収集
	雑誌・チラシ		×	新聞(チラシ不可)		
			○			
			紙製容器包装			
三沢市	○		○	○	3	全て古紙類として収集
	週刊誌・月刊誌・カタログ		雑紙	新聞・チラシ		
むつ市	○		○	○	4	全て古紙類として収集
	雑誌(金属製本)		雑誌(のり製本)、雑紙類	新聞	チラシ	
つがる市		○	○	○	3	全て古紙類として収集
	書籍・雑誌		その他の紙	新聞(チラシ可)		



「容器包装」及び「古紙類」の両方の区分で行政回収を実施しているのは
弘前市と十和田市のみ ※平川市は拠点回収

2. 組成分析調査概要（家庭系その他の紙）

分別区分の「その他の紙」において、「雑がみ」として処理可能な素材がどの程度含まれているか把握するため、平成28年度は「家庭系その他の紙」についての組成分析調査を実施した。

表3 平成28年度組成分析調査概要（家庭系その他の紙）

回数	1回目	2回目
実施日	平成28年11月29日(火)	平成29年2月6日(月)
調査場所	弘前地区環境整備センター(弘前市大字町田字筒井6-2)	
採取量	287.2kg	246.7kg

3. 調査結果

割合が高かったものは、「雑がみとして処理可能なその他の紙」(71.6%)、「雑がみ」(17.4%)の2種で、全体の89.0%を占めていた。

また、「ダンボール」が4.1%、「紙パック」が0.4%、「生ごみ」が0.3%占めているなど、本来「その他の紙」として排出できない分類が25.4%含まれていた。なお、袋1枚当たり平均1.05kgの「その他の紙」が含まれていた。

そのほか、全体の傾向としては、ビニール部分がついたままのボックスティッシュの排出や、銀紙がついたままのタバコの箱の排出が目立っていた。

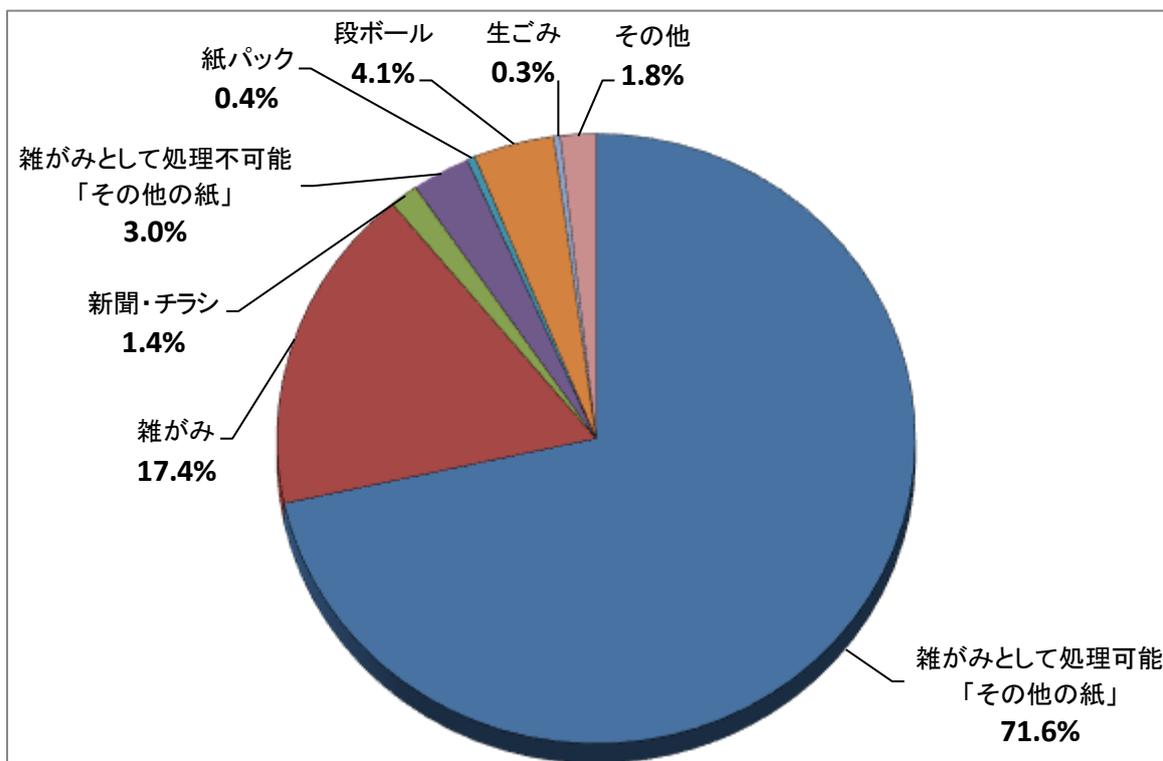
表4 「雑がみ」・「その他の紙」の具体例

雑がみ	その他の紙 (雑がみとして処理可能)	その他の紙 (雑がみとして処理不可能)
<p>○トイレットペーパーの芯など</p> 	<p>○ティッシュの箱</p> 	<p>○ヨーグルト、カップラーメンのタ</p> 
<p>○メモ用紙</p> 	<p>○食材・お菓子の箱</p> 	<p>○カップラーメンの容器</p> 
<p>○ノート</p> 	<p>○生活用品の箱</p> 	<p>○粉末洗剤の箱</p> 
<p>○封筒</p> 	<p>○ビール等のマルチパック</p> 	<p>※素材が紙製以外のものに加え、匂いのついているもの、汚れのついているものなども雑がみとして処理不可能。</p>
<p>○チラシ</p> 	<p>なお、現状の取扱いとして、同じ材質であっても紙製容器包装マークがついているものは「その他の紙」、紙製容器包装マークのついていないものは「雑がみ」としている</p> <p style="text-align: center;">紙製容器包装マーク </p>	



雑がみとして処理可能

図2 平成28年度 家庭系（その他の紙）組成分析結果



4. 今後の検討項目

項目	検討主体
市民の受容性 (1) 分別見直しにより、ごみの分別がわかりやすくなるなど、市民にとって受入やすい制度となるのか	審議会
資源化増減効果の検証 (2) 分別見直しにより、資源化量増加効果（燃やせるごみ→雑がみ）と資源化量減少効果（雑がみとして処理不可能なその他の紙→燃やせるごみ）が考えられるが、いずれの効果が大きいのか	
収集スケジュール上の対応可能性の検証 (3) その他の紙（月2回）＋雑がみ（月1回）→雑がみ（月3回）とすることにより、収集スケジュール上対応可能か	市・委託事業者
処理費用増減の検証 (4) 収集運搬委託費の増減なしに取り組めるものなのか	
古紙類引渡事業者の対応可能性の検証 (5) 古紙類引渡事業者の処理能力上対応可能か	



検討項目に従い、次年度の審議会において具体的な審議を予定